

○中空知衛生施設組合の議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和44年7月9日
条 例 第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条及び第203条の2の規定に基づき、中空知衛生施設組合（以下「組合」という。）の議会の議員（以下「組合議員」という。）、監査委員（構成市町の常勤の監査委員を除く。以下同じ。）及びその他の特別職の職員で非常勤のものに対して支給する議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 組合議員、監査委員及びその他の特別職の職員で非常勤のもの（以下「組合議員等」という。）が職務に従事したときは、議員報酬又は報酬を支給する。ただし、組合議員が組合市町の長である場合は、この限りでない。

2 前項の規定により支給する議員報酬又は報酬の額は、1日につき6,800円とし、その職務に従事した都度速やかに支給する。

(旅行による費用弁償)

第3条 組合議員等が公務のため旅行したときは、その旅行についての費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（平成11年滝川市条例第12号）に定める級別区分1級による額とし、その支給方法等については、同条例の例による。

(会議出席等の費用弁償)

第4条 前条に規定するもののほか、組合議員等で居住地から目的地までの距離が2キロメートル以上あるものが、組合の議会の招集等に応じ組合の議会等に出席し、又は職務に従事したときは、費用弁償を支給する。ただし、組合市町の公用車を使用して出席した場合は、この限りでない。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、鉄道運賃及びバス料金相当額とする。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(暫定措置)

2 第3条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「1級」とあるのは、「3級」とする。

附 則（昭和45年2月24日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年7月9日から適用する。

附 則（昭和46年6月8日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年12月17日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年12月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月6日条例第1号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年9月17日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月7日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年1月1日から適用する。

附 則（昭和62年5月25日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月7日条例第1号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月9日条例第1号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月6日条例第1号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月3日条例第1号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月5日条例第1号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 （抄）

附 則（平成13年12月7日条例第2号）

この条例は、平成13年12月7日から施行する。

附 則（平成17年3月18日条例第1号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月8日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月9日条例第1号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月9日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。（後略）